

## 奥州市上下水道事業告示第20号

奥州市農業集落排水事業分担金条例(平成18年2月20日条例第285号)第3条の規定により、排水区域を次のとおり定める。

令和5年7月5日

奥州市長 倉 成 淳

### 1 排水区域

#### 江刺地域

愛宕字別当、愛宕字大畑、稲瀬字関根の一部区域

#### 前沢地域

字河ノ畑、古城字丑沢北谷地、古城字姥沢、古城字比良、白山字川岸場の一部区域

#### 胆沢地域

小山字後大畑、若柳字愛宕の一部区域

#### 衣川地域

富田の一部区域

### 2 区域図

別紙のとおり。別紙は省略し、上下水道部下水道課に備えておき縦覧に供する。